

IASB Update 2018 年 1 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 1 月 24 日（水）と 25 日（木）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [基本財務諸表](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [概念フレームワーク](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [のれんと減損](#)
- [IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー](#)

関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 2 月 19 – 23 日

2018 年 3 月 19 – 23 日

2018 年 4 月 23 – 27 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2018 年 1 月 24 日に会合し、下記について議論した。

- 財務諸表への経営者業績指標の導入
- 財務業績の計算書における「不可分な」関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の表示

経営者業績指標に関する要求事項（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は下記のことを暫定的に決定した。

- すべての企業が、主要な業績指標（1 つ又は複数）を財務諸表において特定すべきである。
- これらの指標がいずれも IFRS 基準で特定又は定義されていない場合には、企業は当該指標を経営者業績指標として識別すべきである。
- 財務諸表において識別する主要な業績指標には、少なくとも、年次報告書において伝達されている主要な業績指標を含めるべきである。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。ただし、指標がどのような場合に「IFRS 基準で特定又は定義」されているのか及びどの種類の指標が「主要な業績指標」と考えられるのかをスタッフがさらに明確化することを条件とした。

2017 年 12 月に、審議会は、経営者業績指標が審議会の提案する（財務業績の）計算書の構成に適合し、かつ、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の小計についての要求事項を満たす場合には、企業は当該指標を財務業績の計算書において小計として表示すべきであると暫定的に決定した。今回のボード会議で、審議会は下記のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標が財務業績の計算書に適合しない場合には、注記において、経営者業績指標とIFRS基準で特定又は定義されている最も適切な指標との間の別個の調整表を開示すべきである。11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対した。
- b. 別個の調整表で提供される経営者業績指標に対して特段の制約を設けるべきではない。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名が反対した。
- c. 経営者業績指標（財務業績の計算書において小計として表示される経営者業績指標を含む）のそれぞれについて、下記の開示を要求すべきである。
 - i. その経営者業績指標が業績に関する経営者の見方を提供する理由の記述（経営者業績指標の算出方法及びその理由の説明を含む）。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名が反対した。
 - ii. 年度中に経営者業績指標の算出方法を変更した場合には、利用者が当該変更の理由及び変更の影響を理解するのを助けるための十分な説明。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名が反対した。審議会は、経営者業績指標の算出方法を示す5年間のヒストリカル・サマリーを各年度について要求することはしないことを決定した。8名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、6名が反対した。
- d. 経営者業績指標とIFRS基準で特定又は定義されている最も適切な指標との間の調整表は、IFRS第8号「事業セグメント」に従って開示される事業セグメント情報とは区分して提供すべきである。ただし、企業は経営者業績指標を事業セグメント情報に含めることも禁止はされない。さらに、下記の開示が要求されることになる。
 - i. 経営者業績指標が報告セグメントの純損益の指標の合計とどのように異なるのかの説明
 - ii. 経営者業績指標がどれも事業セグメント情報に適合しない場合には、そうである理由の説明。11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対した。
- e. IFRS基準において、経営者業績指標はIFRS基準で特定又は定義されている指標ではない旨を定めない。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

「不可分な」関連会社及び共同支配企業の純損益に係る持分法投資損益の表示（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は下記のことを暫定的に決定した。

- a. 企業に「不可分な」関連会社及び共同支配企業の業績を「不可分でない」関連会社及び共同支配企業の業績と区分して表示することを要求すべきである。12名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名が反対した。
- b. 本プロジェクトの最初のデュー・プロセス文書は下記のようにすべきである。
 - i. 審議会の「投資から生じる収益・費用」の定義案（2017年11月ボード会議）を、関連会社又は共同支配企業に対する不可分な投資と不可分でない投資との分解の基礎として使用し、この区別を行う際に使用できる指標の網羅的でないリストを記載する。9名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、5名が反対した。
 - ii. 財務業績の計算書において、不可分な関連会社又は共同支配企業の純損益に係る持分法投資損益を「投資から生じる収益・費用」の区分の上の表示科目として表示することを提案し、当該表示科目の上に新たな小計を要求する。12名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名が反対した。
 - iii. 不可分な関連会社又は共同支配企業の純損益に係る持分法投資損益の表示に関して審議会が検討した代替的アプローチ（「投資から生じる収益・費用」区分の中と外の両方）及びそれらのアプローチを審議会が棄却した理由について論じる。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックについての議論を継続する。

資本の特徴を有する金融商品（FICE）（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2018年1月24日に会合し、FICEのディスカッション・ペーパーのプレバロット・ドラフトについて指摘された1つの論点について議論した。

当該論点は、ガンマ・アプローチが複雑なペイオフ構造を有する非デリバティブ金融商品をどのように分類するのにかに関するものである。当該論点が生じるのは、企業が企業の利用可能な経済的資源に対する請求権の金額を限定するオプション（例えば、一定数の株式の引渡しによって請求権を決済するオプション）を有しているが、企業の経済的資源とは独立した他の変数の影響を受ける金額で決済するオプションも有している場合である。審議会は、発行者が請求権を決済するオプションを有している場合に、そのような金融商品を資本である主契約と組込デリバティブとして分析することができるかどうかを議論した。

企業が企業の利用可能な経済的資源に対する請求権の金額を限定するオプションを有していない場合には、当該金融商品は負債である主契約と組込デリバティブとして分析されることになる。この見解は、偶発的事象についての審議会の予備的見解と整合的である。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 特定の会計処理の要求事項を提案する前に、この論点をディスカッション・ペーパーにおいて提起し、組込デリバティブの分離が潜在的な解決策となり得るかどうかについてフィードバックを求める。
- b. ディスカッション・ペーパーにおいて、組込デリバティブが資本である主契約と分離されない場合に、帰属の要求事項が、複雑なペイオフに関する情報を提供するのに役立つ可能性があるかどうか及びどのように役立ち得るのにかに関して質問を行う。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、2018年の第2四半期にディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は2018年1月25日に会合し、概念フレームワークのプロジェクトの現状に関するアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、改訂「概念フレームワーク」を2018年3月に公表し、改訂「概念フレームワーク」と同時又は直後に「概念フレームワークへの参照」を公表する予定である。

IFRS 基準の適用上の論点

審議会は2018年1月25日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

コモディティ・ローン及び関連する取引 — 潜在的な新リサーチ・プロジェクト（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、アジェンダに追加すべきリサーチ・プロジェクトの一部を構成する可能性のあるいくつかの取引（特定の種類のコモディティに関わる取引、デジタル通貨及び排出権枠を含む）について議論した。

特に、審議会は、これらの取引の2つの顕著な特徴について議論した、すなわち、投資目的で保有される項目又は現金と同様の方法で使用される項目を伴うことである。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、これらの取引の一部又は全部をリサーチ・プロジェクトに追加すべきかどうかを議論する。

公正価値測定における課税（IAS 第 41 号） — 潜在的な年次改善（アジェンダ・ペーパー 12B）

審議会は、審議会の次回の年次改善サイクルの一部として IAS 第 41 号「農業」の修正を提案するという IFRS 解釈指針委員会の提案について議論した。この修正は、企業が生物資産の公正価値を現在価値技法を用いて測定する際に、課税に係るキャッシュ・フローを除外するという要求を削除することになる。

審議会メンバー全員がこの提案に賛成した。

審議会は、企業が当該修正を修正の発効日後に測定する公正価値に適用し、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、デュー・プロセスのステップについて議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は 2018 年 1 月 25 日に会合し、IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの堅牢性を低下させずに使用価値の計算を簡素化できるかどうかについて議論した。

審議会は、将来のリストラクチャリング又は将来の資産拡張から生じるキャッシュ・フローを企業が使用価値の計算から除外するという要求の削除を検討することを暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、使用価値の計算に税引前のインプットを使用し、かつ、使用した税引前の割引率を開示するという明示的な要求を削除することを検討することも暫定的に決定した。その代わりに、企業は下記のことを要求されることになる。

- a. キャッシュ・フローと割引率について内部的に整合した仮定を使用する。
- b. 実際に使用した割引率を開示する。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを行う予定である。

- a. 一部の無形資産を企業結合で取得したのれんに含めることを検討すべきかどうかを議論する。
- b. 本プロジェクトの次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかを決定する。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー 7）

審議会は 2018 年 1 月 25 日に会合し、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー（PIR）のフェーズ 2 からのフィードバック（下記からのフィードバックを含む）について議論した。

- a. IFRS 第 13 号に関する情報要請（2017 年 5 月に公表、2017 年 9 月にコメント締切）
- b. 外部学術文献のレビュー（2017 年の 6 月から 11 月に実施）
- c. スタッフによるリサーチ（PIR のフェーズ 2 の間に完了）

PIR のフェーズ 2 の作業は、下記のことに焦点を当てていた。

- a. 公正価値測定に関する開示（公正価値測定の開示の有用性についての利用者と作成者の見方について、より深い理解を得るため）
- b. レベル 1 のインプット又は会計単位のいずれを優先すべきか（「p × q」問題）。スタッフは、現行の実務を調査するとともに、この論点の範囲及び影響を評価した。
- c. 非金融資産の公正価値を測定する際の「最有効使用」の概念の適用（この概念を適用する際の課題及び追加的な支援が有用となり得るかどうかをよりよく理解するため）
- d. いくつかの領域における判断の適用（課題及び追加的な支援が有用となり得るかどうかを評価するため）
- e. 生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の測定に関しての追加的な資料（教育マテリアルなど）の必要性があるかどうか

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、このフィードバックの結果として何らかのステップを踏むべきかどうかを議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。